

株主各位

# 第18回定時株主総会招集ご通知 インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制  
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要  
連結株主資本等変動計算書  
連結計算書類の連結注記表  
株主資本等変動計算書  
計算書類の個別注記表

(2021年10月1日から2022年9月30日まで)

PC Iホールディングス株式会社

「業務の適正を確保するための体制」並びに「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」並びに「連結株主資本等変動計算書」及び「連結計算書類の連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.pci-h.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

## 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、当社は2018年12月20日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）は、コンプライアンスと損失の危機の管理（以下、「リスク管理」という。）を表裏一体のもと認識し、経営上の最重要課題と位置付ける。
  - 2) 当社にコンプライアンス・リスク管理担当取締役を任命し、コンプライアンス・リスク管理を統括せしめ、当社グループのコンプライアンス・リスク管理の取組みを横断的に統括させる。
  - 3) コンプライアンス・リスク管理に係る組織として、当社グループに一つのコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、また、当社グループ各社に「コンプライアンス・リスク管理規程」その他コンプライアンス・リスク管理に係る規程等を制定する。
  - 4) コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社の社長を委員長、コンプライアンス・リスク管理担当取締役を副委員長とし、法務担当、顧問弁護士及びグループ各社のコンプライアンス・リスク管理委員から成る組織とし、当社の監査等委員である取締役がオブザーバーとして出席する。
  - 5) コンプライアンス・リスク管理委員会は以下の職務を行う。
    - イ、コンプライアンス・リスク管理意識の確立、徹底
    - ロ、当社グループのコンプライアンス・リスクの分析、その対策の立案、コンプライアンスを維持・推進するための体制整備、教育の立案及び実施
    - ハ、当社グループのリスクの収集、その一元管理、分析評価、対応等の整備
    - ニ、コンプライアンス・リスク管理に係る当社常務会への報告、あるいは諮問
    - ホ、その他個別に定める事項
  - 6) 当社グループの役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範として「P C Iグループ行動規範」を定め、実践する。
  - 7) 当社グループは、その役員及び使用人に、企業理念、P C Iグループ行動規範、コンプライアンスの骨子、コンプライアンス通報方法・通報先等を記載した「K O K O R O E」を配布し、勤務中は常時携帯することを義務付け、適宜それを閲覧することにより、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
  - 8) 法令または定款に違反する行為等を使用人等が発見した場合の報告体制として、当社監査等委員である取締役、当社子会社の監査役、顧問弁護士を含む内部通報制度を設置する。

- 9) 当社グループ各社において、使用人が法令または定款に違反する疑いのある行為を行ったと判断した場合、当該会社のコンプライアンス担当部署からコンプライアンス・リスク管理委員長もしくは副委員長に通報する。通報を受けたコンプライアンス・リスク管理委員長もしくは副委員長は、当該会社に事実関係の調査を指示し、コンプライアンス・リスク管理委員長が、当該行為が法令または定款に違反すると認めた場合には、当該会社の人事担当に対して社内規程に従い当該使用人の処分の手続きを行わせる。なお、当該行為が法令または定款に対する重大な違反行為であるとコンプライアンス・リスク管理委員長が判断した場合には、コンプライアンス・リスク管理委員会を招集し、当該調査を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会が、当該行為が法令または定款に対する重大な違反行為であると認めた場合には、当該会社の人事担当に対して社内規程に従い当該使用人の処分の手続きを行わせる。役員が法令または定款に違反する疑いのある行為を行った場合には、コンプライアンス・リスク管理委員会が事実関係の調査を行い、当該行為が法令または定款に違反すると認めた場合には、当該会社の取締役会に通報し、当該取締役会は具体的な処分を決定する。
  - 10) 当社グループ各社で反社会的勢力への対応に関する基本方針を定め、警察等の外部機関とも適切に連携しつつ反社会的勢力に毅然として対処し、反社会的勢力による被害の防止を含め一切の関係を遮断するための組織体制その他の内部管理体制の確保、向上を図る。
  - 11) 当社子会社を管理するため、当社は「グループ会社管理規程」を制定し、当社取締役会あるいは常務会により、当社子会社のリスク管理と適切な意思決定状況を管理監督し、当社子会社の業務の執行状況のリスク管理を行う。
  - 12) 当社グループに不測の事態が発生した場合には、コンプライアンス・リスク管理規程に定める「危機対策本部」を当社に設置し、損害の拡大を防止し、最小限に止める体制を整える。
  - 13) 業務執行部門から独立した内部監査部門である当社の内部監査室が、業務監査の一環として、「内部監査規程」に基づき、当社グループ各社のコンプライアンス・リスク管理体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する。これらの活動は、定期的に当社の取締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 1) 当社の取締役会、常務会等の議事録、並びに報告書その他取締役の職務執行に係る重要な書類（電磁的記録も含むものとする。）については、文書管理規程に基づき適切に保存及び管理する。
  - 2) 当社の取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から任命し、当該責任者は、情報の保存及び管理の状況について監視・監督する。
- ③ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社及び当社子会社の取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、当社グループ各社に「取締役会規程」の他、「組織規程」、「業務分掌規程」、「常務会運営規則」（「常務会運営規則」は当社のみが制定する。）、「職務権限規程」、「稟議規程」等を制定する。
  - 2) 当社グループ経営全般にわたっての迅速な意思決定を可能とするため、重要事項の協議・意思決定機関として、取締役会の他、当社に常務会を設置し、定期的に開催する。

- 3) 当社は、取締役会及び常務会を定期的開催し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当業務に関する報告と審議を行う。
  - 4) 当社は、一部の業務執行権限を取締役に委任することにより、意思決定と業務執行の迅速化・効率化を図る。
  - 5) 当社は、三事業年度を期間とする当社グループの中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度毎の当社グループ全体の重点経営目標、予算配分等を定める。
  - 6) 当社子会社の財務・経理事務は共通の経理システムを導入し当社で行うと共に、資金調達・運用は当社において行う。
- ④ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 「グループ会社管理規程」において、経営成績、財務状況、一定の経営上の重要事項を定め、当社取締役会または常務会への報告あるいは決議・承認を義務付ける。
  - 2) 当社は、当社子会社の代表取締役社長あるいはその指名を受けた取締役を当社の執行役員に任命し、当社の取締役または使用人の中から任命した執行役員を含むグループ執行役員会を定期的に開催し、担当する子会社の業務執行状況を報告する。
  - 3) 定期的に当社グループ各社の管理本部長による連絡会議を開催し、グループ会社間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図る。
  - 4) 当社のコンプライアンス・リスク管理担当取締役は、当社子会社の取締役会の他、重要な会議に出席する。
  - 5) 当社内部監査室は「内部監査規程」に基づき当社子会社監査を実施し、その結果を監査等委員会または監査等委員である取締役に適宜報告する。
  - 6) 当社の監査等委員である取締役と子会社の監査役との連携を強化するため、定期的な連絡会を開催する。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 当社は、監査等委員会から、監査の職務を補助する取締役及び使用人の配置を求められた場合には、監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、監査等委員である取締役の職務を補助する取締役及び使用人を置くものとする。
  - 2) 当該使用人の任命・異動・評価・懲戒は、当社の監査等委員会に事前の同意を得ることとする。
  - 3) 当該取締役及び使用人は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会または監査等委員である取締役の指揮命令に従う。これに関して、当該取締役及び使用人は、監査等委員である取締役以外の取締役及び他の使用人の指揮命令は受けないものとし、監査等委員会または監査等委員である取締役に対する報告を理由とした不利な扱いを受けないものとする。
  - 4) 当該取締役及び使用人は、監査等委員会または監査等委員である取締役により指示された業務の実施内容及び結果の報告は、監査等委員会または監査等委員である取締役に對してのみ行う。

- ⑥ 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制、これら報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項、法令等の違反行為、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、当社の監査等委員会または監査等委員である取締役に速やかに報告する。前記にかかわらず、当社の監査等委員会または監査等委員である取締役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
  - 2) 当社の監査等委員である取締役は、当社の取締役会及びその他の重要な会議に出席し、当社の取締役から業務執行状況その他重要事項の報告を受ける。
  - 3) 当社の子会社の取締役を兼任する当社の取締役は、当該子会社において重要な事項が発生した場合には当社の監査等委員会または監査等委員である取締役へ報告する。
  - 4) 当社内部監査室は定期的に当社監査等委員会に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
  - 5) 当社の監査等委員である取締役は、当社グループのコンプライアンス・リスク管理委員会にオブザーバーとして出席し、コンプライアンス、リスク管理の状況を把握する。
  - 6) 当社の監査等委員である取締役及び当社グループ各社の監査役が出席するグループ監査役等連絡会を定期的に開催し、当社の監査等委員である取締役は当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行状況、コンプライアンス、リスク管理について当社子会社監査役より報告を受ける。
  - 7) 当社監査等委員会は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行い、併せて必要と判断される要請を行う等、代表取締役と相互認識を深める。
  - 8) 当社グループは、当社の取締役及び使用人、あるいは当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査等委員会に当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための規定をコンプライアンス・リスク管理規程に定める。
- ⑦ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社の監査等委員会が、弁護士との顧問契約を締結し、または、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受けることを求めた場合、当社は、監査等委員である取締役の職務の執行に明らかに必要でないとい認められた場合を除き、その機会、その費用の会社負担を保障する。
  - 2) 当社の監査等委員会は、当社の内部監査室及び会計監査人とそれぞれ積極的に情報交換を行い、緊密な連携を図る。
  - 3) その他監査等委員である取締役の職務執行のための環境整備に努める。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

### ① 内部統制システム全般

当社グループの業務の適正を確保するために、社内規程及びグループ全体での横断的規程の整備、並びに当社内部監査室による「内部監査規程」に基づく当社及び当社子会社を対象とした定期的な業務監査・内部統制監査を通じて、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価を行い、判明した問題点については是正措置を行い、より適切な内部統制システムの整備・運用に努めております。

### ② 取締役の職務の執行

当社は法令、定款又は取締役会規程等に定められた事項及び経営上重要な事項について審議・決定、報告を行うため、当事業年度において、取締役会を17回開催いたしました。取締役会は、社外取締役4名を含む10名で構成され、社外取締役はそれぞれ専門的見地から意見を述べる等、実効性の高い運営を行い、取締役の職務執行状況を監督いたしました。

### ③ 取締役（監査等委員）の職務の執行

当社は取締役会の監督機能の強化と意思決定の迅速化、並びにコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的とした監査等委員会設置会社であり、当社の監査等委員会を構成する監査等委員である取締役は、取締役会及び常務会、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議に出席するとともに、内部監査室や会計監査人と緊密に連携を図り、監査等委員会の監査の機能を発揮しております。また、代表取締役、業務執行取締役及び執行役員との定期的な意見交換会を実施いたしました。監査等委員会は社外取締役4名で構成され、当事業年度においては13回開催し、監査等委員間での意見交換を実施するとともに、監査計画に基づいた監査を実施しております。

### ④ 指名・報酬委員会の取組み

当社は取締役会の任意の諮問機関として社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を設置しており、取締役の選任プロセス並びに役員報酬の決定プロセスの透明化・客観性を確保しております。当事業年度において、取締役会の諮問を受けて指名・報酬委員会は9回開催され、取締役の選定、個別報酬等について答申しております。

### ⑤ コンプライアンス

コンプライアンス体制の点検・強化を進めるため「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、当事業年度は4回のコンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、当社グループのコンプライアンス状況の確認及び課題の把握とその対応等について検討いたしました。また、当社は内部通報制度を設けており、コンプライアンスの実効性向上を図っております。内部通報が行われた際には、通報者の保護を徹底しつつ通報情報を調査し、問題の未然防止及び早期発見・是正に取組んでおります。重要な法的判断については、必要に応じて法務室及び顧問弁護士より助言と指導を受ける体制を整えています。その他、当社グループ全役職員を対象として、コンプライアンスの意識徹

底・向上のため、e-ラーニング研修での教育を実施する等、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

⑥ リスク管理

コンプライアンス・リスク管理委員会において、当社グループ各部門から報告されたリスクのレビューを実施して状況を把握するとともに、当社グループ全体のリスクコントロールに努めております。また、法的リスクマネジメントにも注力しており、コンプライアンス・リスク管理委員会が主体となり、当社法務室が関与し、当社グループ各部門より法的リスクの対応状況を収集し、適切な評価のうえ優先すべき法的リスクについて対策を講じ、リスクの回避、低減を図っております。加えて、内部監査室による内部監査の結果や内部通報制度の通報内容は代表取締役及び監査等委員会に報告される体制を整備しており、リスクが発現した場合は、必要に応じて法務室及び顧問弁護士の協力を得て調査、検討を行い、適切に処理することとしております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,091,897	3,629,354	2,048,153	△356,470	7,412,935
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			9,313		9,313
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	2,091,897	3,629,354	2,057,466	△356,470	7,422,248
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△311,495		△311,495
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			643,104		643,104
自 己 株 式 の 取 得				△57	△57
譲渡制限付株式報酬		△3,012		18,594	15,581
連 結 範 囲 の 変 動		43,820	△199		43,620
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	40,807	331,409	18,537	390,754
当連結会計年度末残高	2,091,897	3,670,161	2,388,876	△337,933	7,813,002

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	△7,893	43,489	35,595	27,859	473,783	7,950,172
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						9,313
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	△7,893	43,489	35,595	27,859	473,783	7,959,485
当連結会計年度変動額						
剰 余 金 の 配 当						△311,495
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						643,104
自 己 株 式 の 取 得						△57
譲渡制限付株式報酬						15,581
連 結 範 囲 の 変 動						43,620
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	6,380	△86,803	△80,423	19,931	84,678	24,186
当連結会計年度変動額合計	6,380	△86,803	△80,423	19,931	84,678	414,940
当連結会計年度末残高	△1,513	△43,314	△44,827	47,790	558,461	8,374,426

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

連結子会社の数	7社
主要な連結子会社の名称	PCソリューションズ株式会社 株式会社ソード 株式会社シー・エル・シー 株式会社リーふねっと 株式会社プリバテック

前連結会計年度において連結子会社であった株式会社インフィニテックは、2021年10月1日付で当社の連結子会社である株式会社プリバテックを存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

##### ② 非連結子会社の名称等

合同会社どこどこGPS

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社である合同会社どこどこGPS、関連会社である株式会社イーテア、Just Information Technology株式会社及び株式会社Opening Lineについては、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. その他有価証券

市場価格のない株式等  
以外のもの

時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ロ. デリバティブ

時価法

###### ハ. 棚卸資産

商品

主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

製品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料及び貯蔵品	主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
仕掛品	主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	26年～47年
建物附属設備	3年～38年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

- ホ. 受注損失引当金 当連結会計年度末において、損失の発生が見込まれる受注契約について将来の損失見込額を計上しております。  
なお、当連結会計年度末においては、損失の発生が見込まれる受注契約がないため、受注損失引当金は計上しておりません。
- ハ. アフターコスト引当金 システム開発案件等に係る将来のアフターコストの支出に備えるため、個別案件に係る発生見込額に基づき計上しております。

#### ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1～3ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

#### イ. システム開発

システム開発の主な内容は、請負契約又は準委任契約、派遣契約によるシステムソフトウェア、アプリケーションソフトウェア、組込ソフトウェアの開発、及び半導体設計取引です。

請負契約による取引については、顧客ごとに仕様が異なるため、作業の進捗に応じて生じた成果物は別の顧客又は他の用途に転用することはできず、また、完了した作業部分について対価を受受する強制力を有していると考えられることから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積方法は、原則として原価比例法（発生した実際原価の見積原価総額に占める割合をもって期末日における進捗度とする方法）を採用しておりますが、原価総額を合理的に見積ることができない場合は、原価回収基準を適用し、発生した原価のうち回収することが見込まれる費用の金額で収益を認識しております。なお、少額又は期間がごく短い請負契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

準委任契約や派遣契約による取引については、履行義務が一定の作業を顧客に提供することであり、作業を提供することに応じて、顧客は便益を享受できていると考えられることから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積方法は、契約の内容に応じて、提供したサービスの工数や作業時間等の指標に基づいて測定する方法を採用しております。

#### ロ. プロダクト

プロダクトの主な内容は、サーバーやネットワーク機器等のハードウェア、ソフトウェア（パッケージ化された各種サポートサービスを含む）の販売です。

このような取引は、当該製品・商品の顧客への引渡し・検収等、契約上の受渡し条件を充足することで、履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認識しております。

## ハ. サービス

サービスの主な内容は、保守運用サービス、各種 IT 業務支援サービス、及びその他の役務の提供です。

このような取引のうち、保守運用サービス、業務支援サービスなどの日常的又は反復的なサービスについては、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり定額で収益を認識しております。

一方、データ移行や最適化、環境構築などの特定の技術者が行うプロフェッショナルサービスについては、当該作業が完了したことをもって履行義務が一時点で充足されると判断しているため、その履行義務の充足時に一時点で収益を認識しております。

### ⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。ただし、金額が僅少なものについては発生時に一括で償却しております。

### ⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

#### イ. 退職給付に係る会計処理の方法

当社グループの一部は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

また、当社グループの一部は、退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

#### ロ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## ハ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

新型コロナウイルス感染症の拡大による国内外の経済活動の停滞は、各種行動制限の緩和により徐々に持ち直しの動きがみられる一方で、新たな変異株による感染も続いており、その終息までは一定の期間を要するものと想定しております。

当社グループの事業に対する影響については、一部において半導体等の部材不足による供給制約が懸念されるものの、当社グループの業績に著しい影響を与えるものではないと仮定し、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等にかかる会計上の見積りを行っております。

なお、当該見積りの不確実性により今後の感染動向や経済状況が変化した場合には、上記の見積りの結果に影響し、翌連結会計年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来は受注制作のソフトウェア開発に係る請負契約のうち、進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については工事完成基準を適用しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、請負契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約や少額の契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」として表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の売上高は2,096千円減少、売上原価は20,528千円減少、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ18,431千円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は9,313千円増加しております。

また、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「為替差益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 非上場株式の評価

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券評価損 310,289千円

投資有価証券(非上場株式) 330,622千円

##### ② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

投資有価証券(非上場株式)については、超過収益力等を含む実質価額が取得価額と比べて50%以上下落し、株式取得時点における超過収益力が見込めなくなり、実質価額が著しく低下したと判断した場合には減損処理を行っております。

超過収益力について、株式取得時点における事業計画の達成状況を把握することにより、当初見込んだ超過収益力が減少していないかを判断しております。当該事業計画は、売上高の成長率の将来予想等の重要な仮定を用いております。

翌連結会計年度以降、事業計画策定時に想定していなかった事象等が生じた場合、事業計画策定に用いた仮定が変化し、当初見込んだ超過収益力が減少する可能性があります。これにより、翌連結会計年度以降の連結計算書類において投資有価証券(非上場株式)の評価に重要な影響を与える可能性があります。

#### (2) のれんの評価

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 2,150,607千円

##### ② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

のれんに減損の兆候が認められる場合には、のれんが属する事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。その結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額が回収可能価額まで減額され、減損処理を行っております。当連結会計年度において、のれんの減損の兆候は識別されておられません。

割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画は、売上高の成長率の将来予想等の重要な仮定を用いております。

翌連結会計年度以降、事業計画策定時に想定していなかった事象等が生じた場合、事業計画策定に用いた仮定が変化し、割引前将来キャッシュ・フローが減少する可能性があります。これにより翌連結会計年度以降の連結計算書類においてのれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,061,754千円  
 (2) 当座貸越契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	5,200,000千円
借入実行残高	－千円
	5,200,000千円

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
 普通株式 10,322,400株  
 (2) 剰余金の配当に関する事項  
 ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年12月22日 定時株主総会	普通株式	160,772	16	2021年9月30日	2021年12月23日
2022年5月10日 取締役会	普通株式	150,723	15	2022年3月31日	2022年6月10日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年12月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	161,000	16	2022年9月30日	2022年12月22日

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
 普通株式 70,000株

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入により行っております。デリバティブは、将来の為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクをかかえております。当該リスクに関し、当社グループは与信管理規程に従い、担当部署が取引先ごとに管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行会社の信用リスク及び市場リスクに晒されておりますが、定期的に発行会社の財務状況や時価を把握し取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金、電子記録債務及び未払金は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を適正水準に維持する等により、リスク管理を行っております。また、その一部には外貨建てのものがあり、先物為替予約を利用して為替変動リスクを軽減しております。

借入金の目的は事業の運転資金となっております。市場金利の上昇局面においては、金利負担が増える可能性があります。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。



(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 受 取 手 形	49,896	49,896	—
(2) 売 掛 金	4,594,918	4,594,918	—
(3) 電 子 記 録 債 権	1,344,586	1,344,586	—
(4) 投資有価証券(※2)	792,650	792,650	—
資 産 計	6,782,051	6,782,051	—
(1) 買 掛 金	2,091,271	2,091,271	—
(2) 電 子 記 録 債 務	888,030	888,030	—
(3) 未 払 金	506,466	506,466	—
(4) 長期借入金(※3)	1,925,111	1,910,108	△15,002
負 債 計	5,410,879	5,395,877	△15,002
デリバティブ取引(※4)	92,074	92,074	—

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(4) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	当連結会計年度
非 上 場 株 式	330,622

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現 金 及 び 預 金	2,629,966	—	—	—
受 取 手 形	49,896	—	—	—
売 掛 金	4,164,349	430,568	—	—
電 子 記 録 債 権	1,344,586	—	—	—
合 計	8,188,799	430,568	—	—

2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	872,364	735,698	293,020	5,028	5,028	13,973

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	792,650	—	—	792,650
デリバティブ取引				
通貨関連	—	92,074	—	92,074
資産計	792,650	92,074	—	884,724

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	－	49,896	－	49,896
売掛金	－	4,594,918	－	4,594,918
電子記録債権	－	1,344,586	－	1,344,586
資産計	－	5,989,401	－	5,989,401
買掛金	－	2,091,271	－	2,091,271
電子記録債務	－	888,030	－	888,030
未払金	－	506,466	－	506,466
長期借入金	－	1,910,108	－	1,910,108
負債計	－	5,395,877	－	5,395,877

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引金融機関から提示された価格等により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

受取手形、売掛金及び電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を回収予定までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金、電子記録債務及び未払金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、支払期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			
	IT ソリューション 事業	IoT/IOE ソリューション 事業	半導体トータル ソリューション 事業	計
区分				
システム開発	10,342,454	549,981	2,265,344	13,157,780
プロダクト	8,275,413	397,171	55,574	8,728,159
サービス	1,572,842	1,373,196	4,196	2,950,235
その他	303,361	30,522	－	333,884
顧客との契約から生じる収益	20,494,072	2,350,872	2,325,115	25,170,060
外部顧客への売上高	20,494,072	2,350,872	2,325,115	25,170,060

(注) 上記には企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づき認識される収益が含まれておりますが、金額的重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益と区分表示しておりません。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	6,049,739
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	5,979,211
契約資産 (期首残高)	126,091
契約資産 (期末残高)	134,442
契約負債 (期首残高)	784,932
契約負債 (期末残高)	920,863

契約資産は、主にシステム開発の請負契約について進捗度の測定に基づいて認識した収益に対する対価のうち、未請求の部分に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、顧客の検収を受け、請求した時点で売上債権に振り替えられます。

契約負債は、主に保守サービス（契約期間1年～7年）などの継続して役務の提供を行う契約について、履行義務の充足に先立って受領した前受金であります。契約負債は、契約に基づいた履行義務を充足した時点で収益に振り替えられます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、372,668千円であります。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

## ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	771円99銭
(2) 1株当たり当期純利益	63円97銭

※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	643,104千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	643,104千円
普通株式の期中平均株式数	10,053,634株

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	2,091,897	3,527,532	154,848	3,682,380	1,257,526	△356,470	6,675,334
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△311,495		△311,495
当 期 純 利 益					281,570		281,570
自 己 株 式 の 取 得						△57	△57
譲渡制限付株式報酬			△3,012	△3,012		18,594	15,581
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△3,012	△3,012	△29,924	18,537	△14,400
当 期 末 残 高	2,091,897	3,527,532	151,835	3,679,368	1,227,601	△337,933	6,660,934

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△15,222	△15,222	27,859	6,687,971
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△311,495
当 期 純 利 益				281,570
自 己 株 式 の 取 得				△57
譲渡制限付株式報酬				15,581
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	25,897	25,897	19,931	45,828
当 期 変 動 額 合 計	25,897	25,897	19,931	31,428
当 期 末 残 高	10,674	10,674	47,790	6,719,399

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券  
市場価格のない株式等 時価法（売却原価は移動平均法により算定）  
以外のもの  
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	10年～15年
工具、器具及び備品	3年～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- ② 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社の収益は、主に子会社からの経営指導料、事務受託料及び受取配当金であります。

経営指導料及び事務受託料については、子会社との契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、契約期間にわたって期間均等額で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

非上場株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券評価損	300,389千円
投資有価証券（非上場株式）	258,092千円
関係会社株式（非上場株式）	7,316,201千円

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表の「4. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。



## 5. 貸借対照表に関する注記

- |                                     |           |
|-------------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                  | 78,059千円  |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く） |           |
| ① 短期金銭債権                            | 515,918千円 |
| ② 短期金銭債務                            | 38,717千円  |

### (3) 当座貸越契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	5,200,000千円
借入実行残高	—千円
	<hr/>
	5,200,000千円

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 営業収益       | 1,300,773千円 |
| ② 営業費用       | 77,718千円    |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 260千円       |

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	259,885株
------	----------

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	16,553千円
投資有価証券評価損	154,630
役員退職慰労金	20,752
資産除去債務	12,468
株式報酬費用	9,392
未払事業税等	474
退職給付引当金	3,185
未払費用	771
その他	17,611
繰延税金資産小計	235,841
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△16,084
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△187,730
評価性引当額小計	△203,814
繰延税金資産合計	32,026
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する有形固定資産	△12,745
その他有価証券評価差額金	△4,711
前払年金費用	△3,653
その他	△1,353
繰延税金負債合計	△22,463
繰延税金資産（△負債）純額	9,562

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社

種類	会社名称	所在地	資本金は 又出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 割合 (%)	関連当事 者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)							
子会社	PCIソリ ューションズ(株)	東京都 港区	360,000	システム 開発事業 その他事 業	(所有) 直接 100	経営指導 資金貸借 役員の内 任等	経営指導収入	210,000	営 業 未 収 入 金	57,516							
							業務受託収入	111,208									
							配当金収入	320,904									
							子会社	(株)シー エル・シ ー	東京都 港区	100,000	コンピ ュータ機 器等の販 売等	(所有) 直接 100	経営指導 資金貸借	資金の貸付	5,266	関 係 会 社 貸 付 金	-
														利息の受取	207		
														資金の寄託	418,299		
子会社	(株)リー フねっと	大阪市 浪速区	100,000	通信事業 その他事 業	(所有) 直接 100	経営指導 役員の内 任等								利息の支払	2	関 係 会 社 預 り 金	906,799
														経営指導収入	22,800		
														業務受託収入	5,692		
							子会社	(株)シー エル・シ ー	東京都 港区	100,000	コンピ ュータ機 器等の販 売等	(所有) 直接 100	経営指導 資金貸借	配当金収入	15,600	営 業 未 収 入 金	4,980
														資金の貸付	16,625		
														利息の受取	26		
子会社	(株)リー フねっと	大阪市 浪速区	100,000	通信事業 その他事 業	(所有) 直接 100	経営指導 役員の内 任等								資金の受取	21	関 係 会 社 貸 付 金	-
														資金の寄託	93,201		
														利息の支払	1		
							子会社	(株)リー フねっと	大阪市 浪速区	100,000	通信事業 その他事 業	(所有) 直接 100	経営指導 役員の内 任等	預り金	145,689	関 係 会 社 預 り 金	145,689
														経営指導収入	58,800		
														業務受託収入	62,627		
子会社	(株)プリ バテック	東京都 品川区	100,000	LSI設 計受託 システム 開発事業 その他事 業	(所有) 直接 50	経営指導 資金貸借 役員の内 任等								配当金収入	187,020	営 業 未 収 入 金	21,101
														経営指導収入	49,200		
														業務受託収入	2,400		
							子会社	(株)プリ バテック	東京都 品川区	100,000	LSI設 計受託 システム 開発事業 その他事 業	(所有) 直接 50	経営指導 資金貸借 役員の内 任等	配当金収入	45,811	営 業 未 収 入 金	9,460
														資金の寄託	468,291		
														利息の支払	9		
子会社	(株)ソード	千葉市 美浜区	499,000	エンペ ッドソリ ューション 事業	(所有) 直接 100	経営指導 資金貸借 役員の内 任等								預り金	552,155	関 係 会 社 預 り 金	552,155
														経営指導収入	139,200		
														業務受託収入	9,501		
							子会社	(株)ソード	千葉市 美浜区	499,000	エンペ ッドソリ ューション 事業	(所有) 直接 100	経営指導 資金貸借 役員の内 任等	配当金収入	59,880	営 業 未 収 入 金	28,103
														資金の寄託	592,320		
														利息の支払	11		
子会社	(株)ソード	千葉市 美浜区	499,000	エンペ ッドソリ ューション 事業	(所有) 直接 100	経営指導 資金貸借 役員の内 任等								預り金	350,017	関 係 会 社 預 り 金	350,017
														経営指導収入	139,200		
														業務受託収入	9,501		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 経営指導収入及び業務受託収入は、グループ会社経営管理のため、当社の必要経費を基準として決定しております。
- ② 資金の貸付及び寄託に伴う利息の受取及び支払については、市場金利を勘案して決定しております。なお、資金の貸付及び寄託の取引金額は期中平均残高を記載しております。

- (2) 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。

## 10. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	663円02銭
(2) 1株当たり当期純利益	28円01銭

※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	281,570千円
普通株式に係る当期純利益	281,570千円
普通株式の期中平均株式数	10,053,634株

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。